

あなたの生活と行政をつなぐ

Saku LIFE

別冊

広報佐久
令和元年12月

台風19号に伴い受けられる支援やサービス等一覧

令和元年11月15日現在

佐久市役所 ☎62-2111 臼田支所 ☎82-3111 浅科支所 ☎58-2001
望月支所 ☎53-3111 浅間出張所 ☎67-2505 野沢出張所 ☎62-0271
中込出張所 ☎62-0059 東出張所 ☎67-3534 春日出張所 ☎53-2074



ホームページ
QRコード

※詳細は、各項目の問合せ先へお問い合わせください。

1 相談窓口・通訳

項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1 健康相談 (窓口相談・個別訪問・地区へ出向いての相談等)	市民	64歳までのこころや体に関する一般健康相談	無料	不要	健康づくり推進課 健康増進係 ☎62-3189 各支所
		65歳からのこころや体に関する一般健康相談			高齢者福祉課 高齢者支援係 ☎62-3157 各支所
2 通訳・相談	市民	定住外国人支援推進員による中国語、ポルトガル語、タイ語の通訳・相談	無料	不要	移住交流推進課 交流推進係 ☎62-3283
3 納税相談	納税義務者	被害に遭われた方の納税の相談		不要	収税課 収税係 ☎62-3043
4 消費生活相談	市民	台風19号の被害に便乗した悪質商法等の相談	無料	不要	生活環境課 消費生活センター ☎62-7501 生活公共交通係 ☎62-3094

2 罹災(りさい)証明の発行

項目	対象	内容	割合	問合せ先
1 罹災証明書の発行	市民	居住する家屋が受けた被害状況について、必要な証明書を発行します。 被害の程度の判定のために、随時現地調査を行いますので、発行まで日数を必要とします。 ※協力団体 長野県行政書士会	無料	税務課 資産税係 ☎62-3040 各支所

	項目	対象	内容	割合	問合せ先
2	被災届出証明書の発行	市民	居住する家屋以外の物件等に受けた被害状況について、被災者から市に届出があった旨を証明します。被害写真等による確認のみで証明を行います。 ※協力団体 長野県行政書士会	無料	税務課 資産税係 ☎62-3040 各支所
3	罹災証明書の発行	市内 商工業者等	事業所等の被災状況について、必要な証明書を発行します。	無料	商工振興課 商業振興労政係 ☎62-3265

3 お風呂

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	入浴の提供	市民	佐久市福祉会館 ○休館日 ・月曜日 ・祝日の翌日 ・12月30日～1月4日	無料	不要	生活環境課 環境衛生係 ☎62-3094
2	入浴の提供	市民	あいとぴあ臼田 ○利用時間 10:00～19:00 ○休館日 ・12月28日～1月5日	無料	不要	あいとぴあ 臼田 ☎81-5555
3	入浴の提供	市民	長寿閣 ○利用時間 10:00～15:00 ○休館日 ・土日祝日 ・12月27日～1月5日	無料	不要	長寿閣 ☎67-5575
4	入浴の提供	罹災証明書を 受けた住家に 居住している 方（佐久市以 外で罹災証明 書を受けた方 も対象となり ます）	布施温泉、穂の香乃湯、 もちづき荘、ゆざわ荘 日帰り入浴 ○期間 令和2年1月31日まで	無料	初回のみ罹災証明書の 写しが必要となります。 （入浴許可証を 発行します） 罹災証明書が発行さ れるまでは、各施設 にて「入浴受付書」 を記入してくださ い。	布施温泉 ☎53-0181 穂の香乃湯 ☎58-0033 もちづき荘 ☎52-2515 ゆざわ荘 ☎52-0022
5	入浴料の割引	罹災証明書を 受けた方 （佐久市在住 の方に限ります）	平尾温泉みはらしの湯 ○期間 12月末まで	大人・中人 800円→400円 小人 400円→200円 未就学児 100円 3歳未満 無料	写しをご持参くださ い。	平尾温泉 みはらしの湯 ☎68-0261

4 ごみ

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	災害ごみ	市民	災害ごみの受入れ 受け入れ場所、日時等は、生活環境課 までお問合わせください。 ※協力団体 佐久市建設業協会	無料	不要	生活環境課 環境衛生係 ☎62-3094

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
2	被災家屋・宅地内土砂混じりがれきの撤去	市民	被災家屋および宅地内に堆積した土砂混じりがれきで、ご自身やボランティアの支援では撤去が困難な場合は、ご相談ください。 ※協力団体 佐久市建設業協会	無料	不要	生活環境課 環境衛生係 ☎62-3094
3	被災建築物の解体撤去	市民	被災した建築物の解体撤去をお考えの方は、生活環境課までご相談ください。			生活環境課 環境衛生係 ☎62-3094

5 住宅の消毒・提供・修理・融資・保険金

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	消毒薬などの配付	床上浸水の被害を受けた方	区より報告のあった方又はそれ以外で床上浸水の被害を受けた方に消毒薬などを配付します。窓口は佐久市保健センターと各支所です。	全対象者に1セット無料配布	不要	健康づくり推進課 保健予防係 ☎62-3527 各支所
2	床下消毒	市民	噴霧器による消石灰の散布	無料	不要	環境政策課 環境保全係 ☎62-2917 各支所
3	市営住宅の提供	市民	自宅が被災等で使用できない被災者に対し、市営住宅を最長1年間提供します。	使用料3か月無料 4か月目以降は各団地の最低額の使用料 ※罹災証明書（全壊、大規模半壊、半壊）の提出があれば1年間無料	不要 (あれば減免期間の延長)	建築住宅課 住宅係 ☎62-3430
4	借上型仮設住宅	市民	自宅が被災等で使用できない被災者に対し、長野県が民間賃貸住宅を借上げ、「借上型仮設住宅」として最長2年間住宅を提供します。	契約が可能な賃貸住宅の家賃上限 ・2人以下の世帯は月額6万円まで ・3～4人の世帯は月額7万円まで ・5人以上の世帯は月額9.5万円まで	写しでも可	建築住宅課 住宅係 ☎62-3430
5	災害復興住宅融資	罹災証明書が発行されている方 ※その他の条件もあります	住宅復旧のための建設・購入資金並びに補修資金に対する融資 申込期間 罹災日から2年以内	建設・購入並びに補修の場合について、それぞれ融資金利、限度額、償還期間等があります。	写し及び原本の提示が必要となります。	住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル ☎0120-086-353 受付時間 9:00～17:00
6	住宅の応急修理	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）の罹災証明書が発行された方	被災されたご自宅を応急修理する場合、被害の程度に応じ必要最小限度の応急修理費用を佐久市が負担します。生活を困難としている巨石等の撤去については、ご相談ください。	上限59万5千円(一部損壊(準半壊)の場合上限30万円)	写しでも可	建築住宅課 建築係 ☎62-6637 住宅係 ☎62-3430
7	自然災害による住宅災害保険金	佐久市勤労者互助会加入の方	床上浸水 床上浸水以外	18,000円 被害の程度による 9,000円から 90,000円	写しでも可 (修理業者による見積書も必要)	商工振興課 商業振興労政係 ☎62-3265

6 水道・下水道・し尿汲み取り

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	下水道使用料の減額	佐久市下水道課で管轄する下水道をご利用の方	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が被災し、宅内の清掃等で水を使用した方の下水道使用料を、原則1期分（2か月分）減額します。（罹災証明書をお持ちでない方には、清掃状況が確認できる写真等の提出をお願いする場合があります。） ・自宅が被災し、転居を余儀なくされた方の下水道使用料を、原則3期分（6か月分）減額します。ただし、市内に親族等があり、同居する場合は対象外となります。 	基本使用料のみお支払いをお願いします。	写しでも可	下水道管理センター ☎63-0101 ※南佐久公共下水道をご利用の皆様（臼田地区の一部）は南佐久環境衛生組合 ☎86-7710
2	し尿汲み取り手数料の減免（補助）	市民	家屋等への浸水が原因で、汲み取りが必要になった方への汲み取り手数料の減免（補助）	対象期間（10月13日～28日）の汲み取り手数料の全額	写しでも可	佐久平環境衛生組合 ☎62-1119 川西保健衛生施設組合（望月地区） ☎0268-67-2110
3	水道料金の減免	佐久水道企業団で管轄する水道をご利用の方	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が被災し、宅内の清掃等で水道を使用した方、または洪水・土砂等により給水装置が破損し、漏水した方の水道料金を2か月分減免します。（罹災証明書をお持ちでない方には、状況が確認できる写真等の提出をお願いします。） ・自宅が被災し、転居を余儀なくされた方の転居先の水道料金を6か月分減免します。ただし、親族等があり同居する場合は対象外となります。 	基本料金のみお支払いをお願いします。	写しでも可	佐久水道企業団 ☎62-4333

7 見舞品（寝具）の支給・支援金・貸付け等

	項目	対象	内容	罹災証明	問合せ先
1	災害見舞金・見舞品（寝具）の支給	市民	災害による負傷及び住宅に被害を受けた世帯に見舞金及び見舞品を支給します。 ○被害の程度により、3万円から10万円※負傷は重傷の場合に限る	不要	福祉課 地域福祉係 ☎62-2919
2	被災者生活再建支援金の支給	市民	災害により居住する住宅に著しい被害を負った世帯に対し、生活再建のための支援金を支給します。 ○基礎支援金 <ul style="list-style-type: none"> ・全壊：100万円 ・解体：100万円 ・大規模半壊：50万円 ・半壊：50万円 ○加算支援金 <ul style="list-style-type: none"> ・建設・購入：200万円 ・補修：100万円 ・賃借：50万円 ※半壊は基礎支援金のみ支給 ※1人世帯の場合は4分の3の額 ※賃借は公営住宅を除く	必要	福祉課 地域福祉係 ☎62-2919 各支所
3	災害援護資金の貸付け	市民	災害により負傷又は住宅、家財の損害を受けた世帯に対し、生活再建に必要な資金の貸付けを行います。 ○被害の程度により、150万円から350万円 <ul style="list-style-type: none"> ・利息：無利子 ・連帯保証人：原則必要 ・据置期間：3年 ・償還期間：10年（据置期間含む） ・償還方法：年賦、半年賦又は月賦 ※所得制限あり ※被災日から3か月の間に申請が必要	必要	福祉課 地域福祉係 ☎62-2919 各支所

	項目	対象	内容	罹災証明	問合せ先
4	生活福祉資金の貸付け	市民	災害により当面の生活費を必要とする世帯に対し、緊急小口資金の貸付けを行います。 ○原則10万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は20万円以内 ・利息：無利子 ・据置期間：1年 ・償還期間：2年（据置期間経過後）	不要	佐久市 社会福祉協議会 ☎64-2426

8 教育・子育て

	項目	対象	内容	罹災証明	問合せ先
1	児童手当の認定請求	児童手当受給者	児童手当認定請求時の添付書類を本人の申立書をもって代えることができます。 ※支所でも受付はできません。	不要	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-3149
2	児童扶養手当の認定請求	児童扶養手当受給者	児童扶養手当認定請求で特例措置が受けられる場合があります。	写しでも可	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-3149
3	長野県母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭	福祉資金の貸付けに関して特例措置が受けられる場合があります。	写しでも可	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-3149
4	保育の提供	児童	災害や病気によって家庭での保育が困難な方は、保育を受けられる場合があります。（保育所等入所、一時保育事業、病児保育事業）	不要	子育て支援課 保育係 ☎62-3149

9 農業・商業

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	共済金の支払	市民 (農業者)	農業共済加入者については、共済金が支払われる場合があるため、農業共済組合へお問い合わせください。		不要	長野県農業共済組合東信地域センター ☎58-2580
2	融資に関する相談	市民 (農業者)	金融機関からの融資について、融資の迅速化や既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等について適時的確な措置を講ずるよう、国から各金融機関に要請が行われていますので、各金融機関へお問い合わせください。		場合によっては必要となります。	各金融機関
3	農地の災害復旧補助	被災耕作者	農地の法面復旧や土砂だし等に要する費用の一部補助（補助要件等があるため、事前相談が必要）	10分の9以内 (上限あり)	不要	耕地林務課 農村整備係 ☎62-3247
4	刈取り不能稲への支援	市民 (農業者)	被災により刈取りが不能となった水田について、JA佐久浅間が事業主体となり、刈取りや、すきこみの処理を支援します。また、被災により穀物検査で不合格となった粳についての処理等を支援します。 ※いずれも1割の自己負担が必要となります。 ※JAへの申込みは、令和元年12月27日までにお願いします。 ※詳細はJAにお問い合わせください。	10分の9以内	不要	JA佐久浅間 各営農センター

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
5	資金繰り等の相談	中小企業・小規模事業者	被災された中小企業・小規模事業者向けの融資等を受けられる場合がありますので、各金融機関等へお問い合わせください。		場合によっては必要となります。	各金融機関 商工会議所 商工会

10 税金・保険料関係

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	市税の期限の延長	納税義務者	災害を理由として、期限までに申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付をすることができない納税者は、それらの期限の延長を受けることができます。	納税者 2か月以内 特別徴収納税義務者 30日以内 (災害時納期未到来分)	不要	税務課 市民税係 資産税係 ☎62-3040 各支所
2	固定資産税の減免	納税義務者	所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）に一定以上の損害を受けた納税者は、損害の程度に応じて固定資産税の減免を受けることができます。	全部～10分の4 (災害時納期未到来分)	不要	税務課 資産税係 ☎62-3040 各支所
3	市県民税の減免	納税義務者	以下のどちらかに該当する方は、損害の程度に応じて市県民税の減免を受けることができます。 1 所有する住宅や家財に一定以上の損害を受けた方（床下浸水のみ被害は対象外） 2 農業所得があり、農作物に一定以上の損害を受けた方 ※それぞれ所得要件があります。	全部～8分の1 (災害時納期未到来分)	不要	税務課 市民税係 ☎62-3040 各支所
4	医療機関での受診の際に保険証が無い場合	市民	災害により保険証を紛失又は家庭に残したまま避難しているため、医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所を口頭にてお伝えいただくことで、保険適用による受診ができます。		不要	国保医療課 国保年金係 医療給付係 ☎62-3164 各支所
5	国民健康保険税の減免	国民健康保険加入者がいる世帯主（国保税に滞納がない者に限る）	現在居住している住宅が全壊及び半壊の場合（罹災証明により判断）、今後納期が到来する額の納付を、免除又は軽減することができます。	全壊:免除 半壊:3分の2減額 (災害時納期未到来分)	写しでも可	国保医療課 国保年金係 ☎62-3164 各支所
6	医療機関等での窓口負担	国民健康保険加入者 後期高齢者 医療保険の被保険者	次のいずれかに該当する方は窓口でその旨を伝えていただくことで窓口（診療・調剤及び訪問看護）での支払いが不要となります。（令和2年1月末まで） 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	免除	不要	国保医療課 国保年金係 ☎62-3164 医療給付係 ☎62-2915 各支所

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
7	国民年金保険料の免除等	国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の方）	住宅等の財産が、概ね2分の1以上の損害を受けたとき、全額免除を受けることができます。 また、損害の状況によっては、一部免除・納付猶予を受けることができます。	免除 一部免除 納付猶予	写しでも可	国保医療課 国保年金係 ☎62-3164 各支所
8	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険の被保険者	住宅、家財等が著しく損害（罹災証明により判断）を受けたとき、免除等を受けることができます。	全壊：免除 半壊：8割減額 （災害時納期未到来分）	写しでも可	国保医療課 医療給付係 ☎62-2915 各支所
9	介護保険料の減免	介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）	災害により、住宅等が10分の3以上の損害を受けた時、介護保険料の減免を受けることができます。	減額または免除	写しでも可	高齢者福祉課 介護保険事業係 ☎62-3154
10	介護サービス利用者の利用料の免除	介護サービス利用者	次のいずれかに該当する方は、介護サービス事業所にその旨を伝えていただくことで利用料が免除となります。（令和2年1月末まで） 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	免除	不要	高齢者福祉課 介護保険給付係 ☎62-3154

11 予防接種

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	高齢者インフルエンザ予防接種自己負担費用の免除	65歳以上の方	次のいずれかに該当する方は佐久市内のインフルエンザ予防接種の実施医療機関にその旨を伝えていただくことで自己負担が免除となります。（令和元年10月28日から12月31日まで） 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災された方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	自己負担 1,000円 免除	不要	健康づくり推進課 保健予防係 ☎62-3527 各支所

12 その他

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	マイナンバーカード及び通知カードの再発行	市民	災害によりマイナンバーカード及び通知カードを紛失、破損したとき（罹災証明により判断）	無料	原本確認が必要となります。	市民課 市民戸籍係 ☎62-3087 各支所

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
2	諸証明手数料の免除	罹災証明書または被災届出証明書が発行された方で、被災による保険請求や融資、公的支援・援助等を受けるために証明書等が必要な方	住民票に関する証明書、戸籍に関する証明書、印鑑証明書、印鑑登録証の再発行の手数料の免除	免除	罹災証明書または被災届出証明書をご提示ください。(写しでも可)	市民課 市民戸籍係 ☎62-3087 各支所 各出張所
			所得証明書、課税証明書、土地・家屋関係証明書等の手数料の免除			税務課 市民税係 資産税係 ☎62-3040 各支所 各出張所
			納税証明書の手数料の免除			収税課 管理係 ☎62-3043 各支所 各出張所
3	障害福祉サービス等の利用者負担金の免除	障害福祉サービス等の利用者	次のいずれかに該当する方は、障害サービス事業所にその旨を伝えていただくことで利用者負担金が免除となります。(令和2年3月末まで) 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	免除	不要	福祉課 障害福祉係 ☎62-3147
4	自立支援医療の受給者自己負担上限月額の減免	自立支援医療の受給者	次のいずれかに該当する方は受給者自己負担上限月額の減免を受けることができます。 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	減免	写しでも可	福祉課 障害福祉係 ☎62-3147 白田支所 ☎82-3111 浅科支所 ☎58-2001 望月支所 ☎53-3111
5	長野県弁護士会による無料電話窓口	被災者	平日の午前9時から午後5時まで無料電話窓口を開設しています。 今回の災害に関する困りごととはどんなことでも無料で相談に対応します。	無料	不要	長野県弁護士会復興支援ダイヤル ☎026-232-2777
6	長野県司法書士会による無料電話相談	被災者	被災された方や、そのご家族の不安や心配事を少しでも和らげるため、無料電話相談窓口を開設しています。 実施期間：12月20日(金)まで 受付時間：午後4時～7時 土・日・祝日も実施します。	無料	不要	長野県司法書士会復興サポートダイヤル ☎0120-448788
7	長野県災害支援活動士業連絡会によるワンストップ無料相談窓口	被災者	被災された方の支援のため、関係士業が参集しワンストップの無料相談窓口を開設します。 日時：12月12日(木) 午後4時～8時 場所：市役所本庁2階市民ホール 参集士業：弁護士・税理士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・不動産鑑定士・中小企業診断士・社会保険労務士	無料	不要	長野県災害支援活動士業連絡会運営事務局(長野県弁護士会) ☎026-232-2104
8	NHK放送受信料の免除	被災者	半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約の受信料を免除します。 受付時間：平日 午前10時～午後5時	免除	写しが必要となります。	長野放送局営業部 ☎026-291-5205